

陳 情 番 号	陳情第6号
件 名	福祉保育職場の配置基準と賃金の引上げの実現を目指し国に対し意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和2年11月9日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>福祉保育職場は、危機的な人手不足となっており、配置基準及び賃金の引上げは喫緊の課題である。</p> <p>保育職場では、四、五歳の子ども30人に対し保育士1人という基準が72年間も改善されておらず、1人の担任が多数の子ども及びその家庭を支える保育をしている。また、福祉職場では、日中と夜間の勤務を兼務する過重労働で人手不足を補っているが、精神的疲労から退職者が後を絶たず、今回の新型コロナウイルス感染症の流行のようなことが一度起これば、さらなる人手不足により職員の緊張と精神的負担に拍車をかけることとなる。労働者の権利として保障された休みもまともに取れておらず、これを抜本的に改善するには、配置基準の引上げ並びにそれを保障する公定価格及び報酬単価が必要である。</p> <p>全産業平均と比較して約10万円低いと言われている賃金はいまだに改善されておらず、2020年4月にパートタイム・有期雇用労働法が施行されたものの、事業主が法の趣旨に従うには脆弱な補助金体系と言わざるを得ない。福祉の分野では日割単価制度により、事業所の収入が不安定であり、報酬に連動して賃金が引き下げられてしまうため、報酬単価の引上げ及び日割単価制度の見直しが急務の課題である。</p> <p>福祉保育の現場職員は日々奮闘しているが、人手不足と高い緊張感の中での仕事や見合わない給与に限界を感じ、退職者が後を絶たない。配置基準の引上げにより、ゆとりのある質の高い保育及び支援を可能とし、また、専門性に見合った賃金の引上げにより、職員が働き続ける見通しを持てるようにすることが人材の定着及び確保につながるのである。しかし、職員が働き続けられなければ、本来は公的責任である社会保障、社会福祉の担い手も足りなくなり、住民への人権侵害にもつながりかねない。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 福祉保育職場の配置基準を抜本的に引き上げ、それを保障する公定価格及び報酬単価にすること。 全ての福祉保育労働者の賃金を引き上げ、全産業平均との格差をなくす公定価格及び報酬単価にすること。 パートタイム・有期雇用労働法に基づき、非正規職員の処遇改善ができる公定価格及び報酬単価にすること。 <p style="text-align: right;">(意見書案文掲載略)</p>	
結 果	令和2年12月10日 内容を了知する。